

第212回宮城県都市計画審議会議事録

第 2 1 2 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）
午後 2 時から午後 3 時 1 5 分まで
場 所：県行政庁舎 4 階 特別会議室
（W e b 併用）

○次第

1 開 会

2 報 告

第 2 1 1 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2 4 1 5 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2 4 1 6 号 大崎広域都市計画道路の変更について

議案第 2 4 1 7 号 仙南広域都市計画道路の変更について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞人	尚綱学院大学名誉教授
内田美穂	東北工業大学工学部教授
千葉琢夫	元宮城県住宅供給公社常務理事
増田聡	帝京大学・東北大学教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田朗	東北芸術工科大学教授
永井春信	農林水産省東北農政局長（代理）
吉田昭二	国土交通省東北運輸局長（代理）
西村拓	国土交通省東北地方整備局長（代理）
杉本伸正	宮城県警察本部長（代理）
菅原茂	宮城県市長会会長（気仙沼市長）（代理）
枡和也	宮城県議会議員
佐藤良一	宮城県町村議会議長会会長（女川町議会議長）

（以上13名、敬称略）

○審議結果

- ・ 議案第2415号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・ 議案第2416号 大崎広域都市計画道路の変更について
- ・ 議案第2417号 仙南広域都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（久保副参事） ただいまから第212回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（久保副参事） ただいまから第212回宮城県都市計画審議会を開催いたします。先般、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧ください。東北農政局長の 永井 春信（ながい・はるのぶ）委員です。東北運輸局長の 吉田 昭二（よしだ・しょうじ）委員です。宮城県警察本部長の 杉本 伸正（すぎもと・のぶまさ）委員です。宮城県議会議員の 高橋 啓（たかはし・けい）委員です。宮城県議会議員の 柘 和也（ます・かずや）委員です。宮城県市議会議長会の 野田 譲（のだ・ゆずる）委員です。宮城県町村議会議長会の 佐藤 良一（さとう・りょういち）委員です。東日本旅客鉄道株式会社東北本部長の 高岡 崇（たかおか・たかし）専門委員です

また、当審議会において、議案の説明を行う幹事に異動がありましたので、紹介申し上げます。土木部副部長の 中嶋 吉則（なかじま・よしのり）です。続きまして、土木部都市計画課長の 柴田 正義（しばた・まさよし）です。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配布資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で9種類ございます。座席図、委員名簿、次第、議案書、参考資料、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第211回審議会議事録でございます。

また、傍聴者の方から本会議について、写真撮影及び録音の申し出がありました。この場合、傍聴要領第2条第3項の規定に基づいて会長の許可を得た場合に限り、許可しても良いということになってございます。写真撮影及び録音の許可いただいてもよろしいでしょうか。

○増田議長 分かりました。

○事務局（久保副参事） それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくお願いいいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくお願いいいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。吉田朗委員と枡和也委員にお願いいいたします。

2 報告（第211回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第211回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（柴田都市計画課長） それでは、お手元の議案書2ページをお開きください。

前回の第211回審議会におきましてご審議いただきました、議案第2409号「特殊建築物の敷地の位置について」、議案第2410号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」、議案第2411号「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2412号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」、議案第2413号「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2414号「仙南地域広域景観計画の改定について」につきましては、処理結果に記載の通り、所定の手続きを全て完了しております。以上でございます。

○増田議長 前回までの議案の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見はないようですので、以上で第211回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2415号から議案第2417号までの3件となっております。円滑な議事運営に努めてまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2415号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2415号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（高橋建築宅地課長） 建築宅地課の高橋でございます。よろしくお願いいいたします。

私から、議案第2415号「特殊建築物の敷地の位置について」説明をいたします。「議案書」の3ページを御覧ください。

この議案は、建築基準法第51条ただし書の規定により、特殊建築物の敷地の位置について、御審議いただくものです。

まず、建築基準法第51条について補足説明します。都市計画区域内において、今回対象となっている産業廃棄物処理施設や、卸売市場などの「特殊建築物」は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならないとされており、ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではありません。

この度、山元町内において、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請がありましたので、都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

4ページをお開きください。御審議いただく「施設名称」は、「株式会社阿武隈環境」、「建築主住所・氏名」は、「亙理郡山元町坂元字下中丁20番地 株式会社阿武隈環境 代表取締役 阿部 清」でございます。「敷地」について、「位置」は「亙理郡山元町山寺字矢来山1-2他7筆」で、「面積」は「7,811.66平方メートル」、都市計画上の用途地域の指定はありません。

次に「建築物」の欄を御覧ください。建築基準法上の「用途」は「産業廃棄物処理施設」です。「工事種別等」は「用途変更」です。敷地内の建築物の「構造、規模等」は記載のとおりで、①が今回、用途を変更するものです。

次の「処理施設」の「処理内容及び処理能力」の欄を御覧ください。産業廃棄物の処理内容を示しております。1日あたりの処理量については、汚泥、29.2立方メートル、「処理方法」は脱水です。

この敷地内では、平成9年より汚泥、動植物性残渣、草木などの産業廃棄物を発酵させ、有機堆肥にリサイクルして、出荷・販売する事業を実施しています。現在は、①の排水処理施設内で、1日当たり9.8立方メートルの汚泥の脱水を行っていますが、処理需要の増加に伴い、1日当たりの処理量を29.2立方メートルへ増量する計画としています。

1日当たりの処理量が10立方メートルを超える汚泥の脱水施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物処理施設として、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となります。

次に、議案書の5ページをお開きください。左上の山元都市計画図を御覧ください。赤丸が計画地を示しており、山下駅周辺の、黄色に着色した一番近い第一種住居地域からは、北東へ約2.2km離れた場所に位置しております。

次に左下の搬入・搬出経路図を御覧ください。

搬出入は敷地南側の農道から行き、運搬ルートは、県道38号線、町道牛橋港線及び農道を利用する計画で、いずれも十分な幅員を有しています。

次に右上の配置図を御覧ください。緑色の線で囲ったものが、対象の産業廃棄物処理施設です。原料となる汚泥は、主に食品加工場から製造過程で排出される汚泥であり、脱水処理された後、動植物性残渣や草木などの原料と共に堆肥舎に搬入されます。堆肥舎ではそれらの原料を混合、発酵し、堆肥化します。堆肥化した汚泥等は熟成された後に、堆肥製品として出荷されます。搬出入の車輛台数は、1日あたり最大7台を見込んでおります。施設の稼働時間は午前8時から午後5時ま

での間の8時間を予定しており、廃棄物の搬出入時間は午前8時から午後4時までを予定しております。

6ページを御覧ください。当県では、建築基準法第51条ただし書許可の審査基準を定め、廃棄物処理施設の立地に関する審査を行っております。

まず、審査項目の立地場所の基準1について、当該施設が立地する山元町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

基準4から7は、敷地周囲100mの範囲に住宅や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設がないこととしておりますが、計画地の周囲100m以内にこの施設以外の建築物はありません。最も近い住宅からは570m程度離れております。

計画地に最も近い教育文化施設は、山下第二小学校で、2.6km程度離れております。最も近い医療施設は3km程度、社会福祉施設は3.7km程度それぞれ離れております。

次に搬出入道路等の基準についてです。

基準8についてですが、搬出搬入口の面する農道は幅員6m以上あり、基準に適合しております。基準9については、町道牛橋港線は幅員5.5～7.6mであり適合しております。また、基準10について、周辺には学校や住宅はなく、通学路と重複しておりません。

次に、当該施設の環境対策に関する基準11から14について説明します。まず飛散防止対策について、脱水施設は屋内にあり、排水の飛散はありません。

次に騒音、振動については、環境影響調査を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しています。また、今回の施設の増設に伴い、騒音及び振動の予測評価を行い、改めて規制値内であることを確認しております。

水質については、脱水による排水は場内浄化槽にて十分に浄化し、下水へ放流します。下水放流基準に満たない場合は再度浄化槽で浄化し、基準値以下になるまで放流はしないこととしております。

続いて悪臭については、脱水施設は建築物内に設置し、脱臭装置で処理します。脱水処理能力が増大することによる臭気の増大分については、脱臭剤の容量や交換頻度の増加により対応し、施設からの臭気の漏洩が無いよう管理します。

なお、同一敷地内には、今回対象となる産業廃棄物処理施設とは別に、公害防止条例の規制対象となる有機肥料の製造施設である堆肥舎を併設していますが、敷地境界にて定期的に、宮城県塩釜保健所、公衆衛生協会にて臭気検査を行っており、基準値以下であることを確認しています。

基準15の周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、山元町との協議に基づき、関係地区の代表者に説明し、意見等はありませんでした。

以上で、議案第2415号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○増田議長 今、事務局から説明がありました議案第2415号について、御意見や御質問等ございますでしょうか。それでは私から1点質問いたします。議案書資料に航空写真がありますが、そのすぐ左側のところに、野球場等がありますが、どのように利用されている施設でしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） こちらは牛橋公園となっており、地域のスポーツ活動をする施設と

して使われております。

○増田議長 分かりました。

○佐藤委員 地番についてですが、1-2から9まで分かれています。これは、許可を出した後、将来的に一部の土地を売却するなどした場合に、問題は生じないのでしょうか。一括の地番にまとめなかった理由はなぜでしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） 必ずしも所有者において一つの地番にまとめなければならないわけではございません。一方で、分割されたままである理由については所有者に確認し、後程、御回答いたします。

○増田議長 他に御意見はありますか。特に委員の皆様から御意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。それでは、議案第2415号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2415号：原案のとおり承認する（賛成13名、反対0名）。

議案第2416号 大崎広域都市計画道路の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2416号「大崎広域都市計画道路の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（柴田都市計画課長） 都市計画課の柴田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第2416号「大崎広域都市計画道路の変更について」御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。今回変更いたします3・2・1号米袋荒谷線につきましては、旧古川市内の交通混雑緩和を目的にバイパス機能を持つ路線として、図面左側に記載の「古川市米袋字水押」を起点に、中央部に記載の「古川市荒谷字竹ノ花」を終点として、昭和45年10月に都市計画決定を行っており、すでに4車線で整備済みとなっております。

変更の内容について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。議案第2416号の今回変更となる計画書でございます。変更理由は、下段に記載しておりますとおり、「円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、都市計画区域間の交流を支える公共交通網の形成を図るもの」でございます。変更箇所は、上段の表に太字で記載の、左から「路線名」「起点、終点、主な経過地の位置」「区域延長」「車線の数」となっております。また、区域延長の変更等に伴い、

一部区域を変更するものでございます。

議案書の9ページを御覧ください。こちらは今回変更いたします大崎広域都市計画道路の総括図でございます。図面上側が北方向となります。図面右下の凡例のとおり、既に決定されている区域については「ピンク色」で、追加する区域については「赤色」で、廃止する区域については「黄色」で明示しております。起点位置については、位置の変更はございませんが、地名を「古川市米袋字水押」から「大崎市古川米袋字水押」へ変更しております。また、国道4号は広域的な道路交通網の形成を図る上で重要な路線であり、大崎広域都市計画区域マスタープランにおいては、「本区域と県北地区の骨格を形成する南北方向の道路ネットワーク」として位置づけられております。このことから、終点位置を「古川市荒谷字竹ノ花」から「栗原市高清水豊田」に変更し、これに伴い延長を約8,750mから約13,780mに、路線名を「米袋荒谷線」から「国道幹線」に変更するとともに、車線数を4車線と決定するものでございます。

参考資料の1ページにお戻りください。本路線は、これまで御説明のとおり、大崎市古川米袋から大崎市古川荒谷までの延長約8,750mの区間を、旧道路構造令に基づき幅員30mで昭和45年10月に都市計画決定し、4車線で整備されております。一方、追加区間は、交通量の見直しと現行の道路構造令に基づき幅員が25.25mとなりますことから、区域の追加を行うものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。こちらは、計画図に断面を入れたものです。図面上側が北方向となります。図面右下の凡例のとおり、総括図と同様に既に決定されている区域については「ピンク色」で、追加する区域については「赤色」で、廃止する区域については「黄色」でお示ししております。図面の範囲は、左上に箱囲いした図面の「赤破線」で囲っている範囲であり、追加区間の最も起点側となります。A-A'断面を御覧ください。標準部の断面になります。幅員構成は、車道3.5m、路肩1.25m、自転車歩行者道3.5m、中央帯1.75mで全体の幅員は25.25mとなります。B-B'断面を御覧ください。こちらは交差点付近の断面になります。幅員は、標準部であるA-A'断面を基本に右折レーン3.0mを追加しております。また、視距を確保するため、中央帯を道路構造令における特例の基準値1.0mまで縮小したことで、全体の幅員は27.50mとなります。

参考資料の3ページを御覧ください。左上図面の「赤破線」で囲っている範囲となります。A-A'断面及びB-B'断面の幅員は先ほど御説明のとおりです。

参考資料の4ページを御覧ください。左上の図面の「赤破線」で囲っている範囲となります。A-A'断面及びB-B'断面の幅員については先ほど御説明の通りです。C-C'断面につきましては、バス停車帯設置部の断面になります。A-A'断面を基本に、路肩の幅をバス停車帯として必要な3.5mとしたことで、幅員は29.75mとなります。

参考資料の5ページを御覧ください。左上の図面の「赤破線」で囲った範囲で、最も終点側の区間になります。A-A'断面、B-B'断面及びC-C'断面の幅員は先ほど御説明のとおりです。

参考資料の6ページを御覧ください。左上の図面に「赤破線の丸」で示した箇所となります。接続する市道の計画変更に伴います区域の変更について御説明いたします。上段の写真を御覧ください。図面右側が北方向となります。現在、この付近には市道との交差点が2箇所ございます。接続する市道計画を見直したことにより、交差点を1箇所に集約することになりました。これに伴い「黄色」でお示した区域を廃止するものでございます。以上で、議案第2416号の説明を終わり

ます。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2416号の説明がありました。この件について御意見や御質問等ございますでしょうか。

○吉田委員 変更理由の文章の中に「都市計画区域間の交流を支える公共交通網の形成を図る」と記載ありました。今の断面の御説明の中で、バスの停車帯のお話はありましたが、それも合わせて具体的にどういう公共交通のサービスを想定されているのか、お聞かせください。

○事務局（柴田都市計画課長） まず変更理由として「円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、都市計画区域間の交流を支える公共交通網の形成を図るもの」とありますが、まず1つ目として、大崎広域都市計画区域マスタープランにおきましても、本区域と県北地域との骨格を形成する道路ネットワークとして、まず位置づけられている路線になるということがございます。加えまして、バスの部分ですが、この国道4号の現況といたしまして、栗原市と大崎市古川を結びます栗原市民バスが運行されております。平日が上り古川方面で10本、下り栗原方面で8本、休日ですと古川方面で4本、栗原方面で5本ということで、この両地域間を結ぶ交通ネットワークとして、バスを活用したネットワークが構築されているものと考えており、それらも含めまして、公共交通網の形成を図るということで、今回、都市計画道路の変更をお願いしているものです。

○吉田委員 広域圏としての交通体系を整えるという部分は、まさにその通りであり、マスタープランにもそれが示してあるのはいいと思いますが、「公共交通」というところまで明記する必要があるのかという疑問でした。その辺について、もう一度教えていただいてもいいでしょうか。

○事務局（柴田都市計画課長） 議案書の8ページ、理由のところ「交流を支える公共交通網の形成」と書かせていただいておりますが、今、御説明させていただきましたとおり、現在、栗原圏域と大崎圏域を結ぶ地域間のバス交通が形成されているということをご考慮いたしまして、公共交通の形成を図るというような理由にさせていただいているものでございます。

○吉田委員 分かりました。

○増田議長 公共交通網そのものの整備が目的というよりは、国道4号がそのような位置づけになっており、その延伸であることから、今回のような表現になっているということだと理解しました。他に御意見はありますか。

○千葉委員 今回、都市計画区域外に多くの都市計画決定がされますが、これについては理由があり、栗原都市計画区域と大崎都市計画区域の間の連携を図るという意味で重要だと思います。そういった中で、例えば今後、大崎都市計画区域を拡大するなど、2つの都市計画の土台を揃えて行くような色々な検討をしていくことを考えてもいいのではないかと思います。その辺における今後

の進め方について、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○事務局（柴田都市計画課長） 御指摘いただきましたように、都市計画区域を越えて道路決定をする部分につきましては、都市計画運用指針の中で「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、区域が複数の都市計画区域にわたる場合であっても、都市計画区域を定めることが望ましい」というふうに書かれておりますので、考え方としては、大崎広域都市圏の外、栗原圏域側に、一連の都市計画道路として決定するという考え方はその通りではないかと考えております。今、御意見いただきました、大崎と栗原を揃えていくのかという部分につきましては、現時点でその考え方はまだ持っておりませんので、今後、この沿道利用を含めた状況の推移を見ながら、将来的な課題として考えていくべきものと考えております。

○千葉委員 はい、分かりました。まあ、大崎と栗原を合わせるというよりは、現実的には大崎都市計画区域を、例えば一部拡大するとか、そういう意味での検討もあるのではないかと思いますので、ぜひ今後その必要があれば検討していただければと思います。

○事務局（柴田都市計画課長） 承知いたしました。

○増田議長 今回の国道の話を広い意味で議論していくと、そのような方向性にも目を向けることになるのかも知れません。本議案に関し、他に御意見や御質問はありますでしょうか。それでは、議案第2416号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2416号：原案のとおり承認する（賛成13名、反対0名）。

議案第2417号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2417号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（柴田都市計画課長） それでは、議案第2417号「仙南広域都市計画道路の変更」について御説明いたします。参考資料の7ページを御覧ください。今回変更いたします3・3・11号国道幹線につきましては、白石市街地の交通混雑緩和を目的にバイパス機能を持つ路線として、図面左側に記載の「白石市斎川字地藏院館」を起点に、図面右側に記載の「白石市福岡深谷字街道外」を終点とし、昭和46年3月に都市計画決定を行っております。図面右側の黒でお示した区間に

については4車線で整備済みであり、図面左側の赤でお示しした区間については2車線で暫定整備されております。

議案書の11ページを御覧ください。議案書第2417号の今回変更となる計画書でございます。変更理由は、下段に記載の通り、「仙南広域都市計画区域における円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るもの」でございます。変更箇所は、上段の表に太字で記載の、左から「区域延長」、「車線の数」、備考欄に記載の「起点位置の変更」となっております。また、区域延長の変更等に伴い一部区域を変更するものでございます。

議案書の12ページを御覧ください。こちらは、今回変更いたします仙南広域都市計画道路の、総括図でございます。図面上側が北方向となります。図面右下の凡例のとおり、既に決定されている区域については「ピンク色」で、追加する区域については「赤色」で、廃止する区域については「黄色」で明示しております。また、図面左側に今回変更する国道幹線の、起終点位置、延長、車線の数、代表幅員などを明示しております。

参考資料の8ページを御覧ください。起点位置及び延長の変更について御説明いたします。図面右が北方向となります。本路線は、市道甲冑堂線との接続部を起点としております。今回市道計画を見直したことにより、本路線と市道甲冑堂線との接続位置が現在よりも北側に変更となりますことから、本路線の起点位置を変更しております。これに伴いまして、区間延長を約9,360mから約9,310mに変更し、合わせて「黄色」でお示しした区域を廃止しております。なお、起点位置の名称の変更はございません。

参考資料の7ページにお戻りください。本路線は、先ほど御説明のとおり、白石市斎川字地藏院館から白石市福岡深谷字街道外までの延長約9,360mの区間について、旧道路構造令に基づき幅員22.0mで昭和46年3月に都市計画決定しております。決定区間のうち、図面右側の区間については4車線で整備済みであり、左側の区間については2車線で暫定整備済みとなっております。今回、交通量を見直すとともに、現行の道路構造令により道路構造を見直した結果、2車線での暫定整備区間の幅員が24.25mとなりますことから、区域の変更を行うものでございます。

参考資料の9ページを御覧ください。こちらは、計画図に断面を入れたものです。図面上側が北方向となります。図面右下の凡例のとおり、総括図と同様に既に決定されている区域については「ピンク色」で、追加する区域については「赤色」で、廃止する区域については「黄色」でお示ししております。図面の範囲は、左上に箱囲いした図面の「赤破線」で囲っている範囲であり、変更区間の最も起点側となります。A-A'断面を御覧ください。標準部の断面となります。上が既決定の断面で、下にお示しした断面が変更後の断面となります。自転車歩行者道の幅員を2.25mから3.5mに、中央帯の幅員を2.0mから1.75mに変更したことに伴い、幅員を22.0mから24.25mに変更するとともに、赤でお示しした区域を追加するものでございます。

参考資料の10ページを御覧ください。B-B'断面を御覧ください。こちらは前のページと同じ区間の交差点部の断面となります。幅員は、標準部であるA-A'断面を基本に、右折レーン3.0mを追加しております。また、視距を確保するために、中央帯を道路構造令における特例の基準値1.0mまで縮小したことで全体の幅員を22.0mから26.50mに変更するとともに、赤でお示しした区域を追加するものでございます。

参考資料の11ページを御覧ください。左上図面の赤破線で囲っている範囲となります。C-C'断面を御覧ください。こちらは、東北自動車道交差点部の断面となります。現状の自転車通行台数が

非常に少ないことや、小学校や中学校の通学路となっていないことから、自転車歩行者道を、歩道 2.5 mとし、幅員を22.0 mから21.5 mに変更しております。これに伴い、黄色でお示した区域を廃止するものでございます。

参考資料の12ページを御覧ください。左上の図面の赤破線でお示した範囲で、最も終点寄りの区間となります。こちらの区間は、すべてA-A'断面であり、幅員は先ほどの御説明のとおりです。

参考資料の13ページを御覧ください。接続する白石市決定の都市計画道路の変更に伴う一部区域の変更が2箇所ございますので、御説明いたします。1箇所目は、左上の図面の赤い丸でお示しております、都市計画道路威徳寺前大橋線との接続部でございます。国道幹線の都市計画変更にあわせ、白石市において、都市計画道路威徳寺前大橋線の接続位置を変更いたしましたことから、「黄色」でお示した区域を廃止し、「赤色」でお示した区域を追加するものでございます。

参考資料の14ページを御覧ください。2箇所目は、左上の図面の赤い丸でお示しております、都市計画道路沖の沢郡山線との接続部でございます。国道幹線の都市計画変更にあわせて、白石市において、都市計画道路沖の沢郡山線の接続位置を変更いたしましたことから、「黄色」でお示した区域を廃止し、「赤色」でお示した区域を追加するものでございます。なお、威徳寺前大橋線、および沖の沢郡山線の両路線につきましては、令和7年11月13日開催の白石市都市計画審議会に諮問され、異議がない旨の答申を得ております。

以上で、議案第2417号の説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 いま、議案第2417号「仙塩広域都市計画道路の変更について」の御説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等はございますか。私から1点御質問ですが、都市計画決定から外される「黄色」部分については、その後、土地利用としてどう利用される予定なのでしょうか。

○事務局（柴田都市計画課長） 市道交差点の変更に伴います「黄色」の部分でございますが、この「黄色」部分につきましては、一部民有地もございますけれども、現状のままお使いいただくということになろうかと思えます。

○増田議長 空いたままのオープンスペースになるのでしょうか。

○事務局（柴田都市計画課長） 交差点は、形状変更になりますので、直接、市道から出入りできるわけではなく、本当にオープンなスペースのまま残るということになろうかと思えます。

○増田議長 分かりました。

○柘委員 参考資料10ページと11ページに関して、歩道で3.5 m確保をしている場所と2.5 mとしている場所がありますが、将来的に同じ歩道の幅になるのかをお聞かせいただきたいです。また2.5 m幅の歩道の延長はどれぐらいあるのでしょうか。

○事務局（柴田都市計画課長） 歩道については、参考資料10ページの計画決定幅26.50mが、本来この路線であるべき道路構造令に基づく幅員となります。ですので、3.5mの両側自転車歩行者道を持った4車線の道路というのが標準断面として出てまいります。一方で、11ページにございます計画決定幅が21.5mの区間については、この11ページの下のC-C'断面の引き出し部分を御覧いただきますと、東北自動車道との交差部でございまして、既存の橋梁が両側にございます。この幅の中で最大限、歩道を設置しますと、この2.5mというのが最大限の幅員と整理してございます。一方で、自転車のネットワークというものも課題になってきておりますが、周辺の市道などを迂回いたしますと、自転車の交通ネットワークとしては途切れることなく確保できるという計画になってございます。この区間の延長は約40mでございます。この約40mについては、この幅員21.5mで都市計画決定をさせていただきたいと御提案させていただいているものでございます。

○杣委員 ありがとうございます。

○増田議長 すでに東北自動車道の構造物があるため、現実的に苦肉の策として、歩道を少し削る計画となっているということだと思います。他に御意見や御質問はありますでしょうか。それでは、議案第2417号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2417号：原案のとおり承認する（賛成13名、反対0名）。

○増田議長 審議案件は以上でございますが、事務局から他に何かあればお願いします。

○事務局（柴田都市計画課長） 事務局から報告させていただきたい案件がございます。

○増田議長 お願いします。

○事務局（柴田都市計画課長） それでは、次回の都市計画審議会でお諮りしたいと考えております、「仙南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、委員の皆様事前に御説明させていただきます。当県では、現在、「仙南広域都市計画区域」を対象に、都市計画法第6条の2の規定に基づき、将来の都市像などを明らかにする「整備、開発及び保全の方針」の見直しを行っております。

報告資料の1ページを御覧ください。お示ししております4点について御説明させていただきます

す。

2 ページを御覧ください。初めに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてです。具体的な方針の説明の前に、「位置づけ等」について御説明いたします。

3 ページを御覧ください。当県では、図に示しますとおり 1 2 の都市計画区域があり、その全てにおいて「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定しております。今回は、赤枠でお示ししております「仙南広域都市計画区域」について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置づけでございます。県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」については、県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」や国土利用計画法に基づく「宮城県土地利用基本計画」を上位計画とし、当該都市の「発展の動向」、「都市計画区域における人口」、「産業の現状」及び「将来の見通し」等を勘案し、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。

一方、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」については、県が定める都市計画区域マスタープランや市町村の建設に関する基本構想に即して定められることとされており、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映して、「まちづくりの具体性ある将来ビジョン」を確立し、地区別のあるべき「まち」の姿をきめ細かく、かつ総合的に定めるものでございます。

「都市計画区域マスタープラン」は基本的な方向性を示し、具体のきめ細かい都市計画の方針は「市町村都市計画マスタープラン」に定めることで、都市計画制度を運用していくことになってございます。土地利用や都市施設等の「個々の都市計画」については、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランなどに即して決定され、具体の事業が実施されることになってございます。

5 ページを御覧ください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の構成についてです。方針には大きく分けて 3 点を定めることとされており、1 点目は「都市計画の目標」で、都市づくりの基本理念、人口や産業規模の現状及び将来の見通しについて。2 点目は「区域区分」、いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無と、それを定める際の方針。3 点目は「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域等の「土地利用」、道路や下水道等の「都市施設」、土地区画整理事業などの「市街地開発事業」、公園や緑地等の「自然的環境」に加え、県独自で「防災」に関する都市計画の決定の方針を定めております。今回は、赤囲いしております「都市計画の目標」の部分について御説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。次に、「仙南広域都市計画区域の見直しの方針について」御説明いたします。

7 ページを御覧ください。素案の 1 ページ目となる、「仙南広域都市計画区域の見直しの方針」です。4 つの視点により見直しを行っております。1 点目は、優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを活かした観光・地域間交流の促進。2 点目は、恵まれた交通条件や地域資源を活かし、富県躍進の実現に向けた振興。3 点目は、都市機能が集約した拠点形成するとともに、各拠点を連携するネットワークを構築し、住民の快適な生活を維持する機能的な都市づくりの推進。4 点目は、頻発化・激甚化する災害へのハード・ソフト両面からの対策強化。

8 ページを御覧ください。次に、「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し」

について御説明いたします。

9ページを御覧ください。素案の2ページ目となる、「①都市計画の目標」のうち、「人口の現状及び将来の見通し」についてです。目標年次は令和2年を基準年に、20年後の令和22年を想定することとしております。仙南広域都市計画区域は、表1のとおり、白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市6町で構成されております。概ねの人口規模は、表2に記載のとおり、基準年の令和2年で13万9千人、目標年次の令和22年では11万4千人で、約2万5千人減少するものと想定しております。

10ページを御覧ください。素案3ページ目となる「産業規模の現況及び将来の見通し」についてです。資料左側が「製造品出荷額等」です。「製造品出荷額等」とは、「食品製造業」と「食品を除く製造業」の合算額となります。平成24年以降増加傾向であり、目標年次の令和22年には7,017億円まで増加するものと推計しております。推計方法については「新・宮城の将来ビジョン実施計画」において定めております。県全体の令和6年の目標額と、平成30年の実績額から求めた年平均増加率を、仙南地区の令和2年実績値に乗じていくことで、将来値を推計しております。次に右側の「年間商品販売額」です。「年間商品販売額」とは、「小売業」と「卸売業」の合算額となります。平成14年以降全体として増加傾向であり、目標年の令和22年には約3,088億円まで増加するものと推計しております。推計方法については、製造品出荷額等のように上位計画で目標値が定められていないことから、小売業については平成6年から令和3年まで、卸売業については平成14年から令和3年までの実績値の趨勢により将来値を推計しております。なお、平成24年は東日本大震災の影響、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた特異値として推計から除外しております。

11ページを御覧ください。素案4ページ目以降となる「2都市づくりの基本理念」についてです。都市の将来像を「蔵王連峰に抱かれた地域資源を活かして、圏域内外の人と文化が交流し、安心して住み続けられる広域生活圏の形成」とし、将来像の実現のため、基本的な方向性を3点定めております。1点目は、都市間の交流、資源の共有により、個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくり、2点目は、広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり、3点目は、災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくりとしております。ここまで御説明いたしました見直しの方針、人口・産業の見通し、都市づくりの基本理念を踏まえまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しを行ってまいります。本日は委員の皆様に見直しの素案と新旧対照表をお配りしております。後ほど御確認いただきまして、御意見等がございましたら、1月中旬を目途に事務局宛て御連絡いただきますようお願い申し上げます。

12ページを御覧ください。最後に「見直しスケジュール」について御説明いたします。本日の報告は、青丸で示しておりますステップの3となります。これまでステップ1として住民説明会を、令和7年10月20日から27日にかけて、仙南4会場において実施いたしました。ステップ2として国への事前協議書を令和7年11月26日に提出しております。なお、国からの回答は令和8年1月下旬を予定しております。本日の報告の後、令和8年2月からステップ4となる案の縦覧を経て、令和8年3月に予定する次回の都市計画審議会に付議した上で、令和8年6月の告示を目指して進めていく予定としてございます。報告資料の御説明は以上でございます。

○増田議長 ありがとうございます。原案の検討は次回の審議会ということになりますが、今、御説明いただいた内容について、この場で御質問、御意見あれば少し意見交換したいと思います。いかがでしょうか。特にないようですが、先ほど国道4号のところで栗原と大崎の話がありました。こちらも市町村をまたぐ広域連携の問題ですので、先ほどあったような議論がこちらでも次回あるかもしれません。今日の資料をもう一度お読みいただいて、先ほど、事務局から御意見があればお願いしますということでしたので、内容を御確認の上で、もし意見がありましたら事務局の方にお寄せいただければと思います。

○事務局（高橋建築宅地課長） 先ほど、議案の第2415号において、佐藤委員から地番の件で御質問がございました。土地の所有権につきまして、申請者に確認したところ、所有については、社長個人の所有と会社の所有に分かれており、抵当権も設定されており、簡単に今、合筆できる状況にはないということでした。なお、今回の建築基準法第51条ただし書の許可については、建築物の敷地の実際の位置及び範囲を図面により確認し、図面に明示された敷地で申請があれば許可しなければならないということについて、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○増田議長 次回の報告内容について特に質疑ないようですので、以上で報告の件を終わりにしたいと思います。 それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（久保副参事） 以上をもちまして、第212回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和7年12月19日（金）午後3時15分 閉会